

「緊急時作業被ばく限度引き上げ中止、原発再稼働中止を求める全国署名」 追加提出及び申し入れについて

2016年5月11日

原子力規制委員会（原子力規制庁）様

ご担当：原子力規制部安全規制管理官（BWR 担当）付 布田洋史 様 他

去る3月16日、標記の署名を累計16万0493筆提出しました。
緊急時作業被ばく限度引き上げ中止、原発再稼働中止を求め、申し入れを重ねてきましたが緊急時作業被ばく限度引き上げに係る省令等が4月1日に施行されたことに抗議します。
さらに、5月18日、下記により、署名の追加提出と申し入れを行います。
ご多忙の折とは存じますが、対応よろしくお願いいたします。

記

「緊急時作業被ばく限度引き上げ中止、原発再稼働中止を求める全国署名」の追加提出及び申し入れ

日時 : 5月18日（水）午前11時

参加者 : 4～5名

1. 署名提出： 約1万3千筆（2箱）

2. 申し入れ： 前日の討論集会（参議院議員会館）で検討・採択予定の申し入れ書提出

主な申し入れ事項と理由・・・これに対して、見解を示してください。

1) 緊急時作業被ばく限度引き上げに係る省令等を廃止してください。

(1) これまでの政府交渉で、結局、250mSvの被ばくが障害を及ぼすことを認め、「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」の例外であるとの解釈を示されました。

(2) 緊急時作業被ばく限度引き上げは、原発維持のために労働者を犠牲にするものです。

(3) 労働者の人権を踏みにじるもので憲法違反です。

(4) 250mSvは広島原爆の爆心地から1.7kmでの遮蔽なし被ばくに相当する。被爆の実相に学ばず原子力推進のICRPの見解を採用したことは、政府が執っている被爆の実相を世界に広く知らせる方針に反します。

2) 川内原発を即時停止してください。

(1) 原発再稼働は重大事故が起きることを前提としています。

(2) 熊本地震の地震動は、川内原発の直下地震の評価が過小評価であることを示しました。

以上

双葉地方原発反対同盟、フクシマ原発労働者相談センター、原水爆禁止日本国民会議、広島県原爆被害者団体協議会、（一財）長崎原爆被災者協議会、長崎原爆遺族会、長崎県被爆者手帳友の会、長崎県平和運動センター被爆者連絡協議会、長崎県被爆者手帳友愛会、全国被爆2世団体連絡協議会、原子力資料情報室、川内原発建設反対連絡協議会、島根原発増設反対運動、原発いらん！山口ネットワーク、原発さよなら四国ネットワーク、原発はごめんだヒロシマ市民の会、反原子力茨城共同行動、若狭連帯行動ネットワーク、I女性会議、原子力行政を問う宗教者の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

【連絡先】ヒバク反対キャンペーン 建部暹 姫路市安富町皆河1074 Tel 0790-66-3084